

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付委員会名
23年第2号	22.12.22	<p>茨城県の障害福祉施策の充実に関する陳情</p> <p>障害者権利条約は” Nothing about us, without us.” 「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という世界中の障害者の声が尊重され、多くの障害当事者が参画して2006年に国連総会で採択され、2008年に発効された。</p> <p>また、「障害者の意見を十分に踏まえることなく、拙速に制度を施行し、応益負担の導入等によって障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、心からの反省の意を表明する」とともに、「速やかに応益負担を廃止するとともに、2013年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新法を制定する」と、今年1月7日に長妻厚生労働大臣（当時）が自立支援法違憲訴訟の関係者を前にして述べ、原告と国とのあいだで訴訟の終結に向けての「基本合意文書」の調印が執り行われた。</p> <p>そして、2009年9月に発足した新政権は、民主・社民・国民新党による「政権合意」をもとに、同年9月19日に「自立支援法の廃止」を宣言した。この廃止宣言後、全国14地裁の自立支援法違憲訴訟は被告人（厚労省）答弁が保留となり、政府・与党は訴訟団に対して訴訟解決の協議の申し入れを行い、その協議の結果2010年1月7日の基本合意締結に至った。全国14地裁では、基本合意にもとづく和解が次々に成立し、訴訟団は事実上の勝利的和解を勝ち取った。</p> <p>並行して政府は、障がい者制度改革推進本部を内閣に設置し、そのもとに障害のある当事者や家族・専門家等によって構成される障がい者制度改革推進会議を発足させ、障害者権利条約の批准を目標とした障害に関する国内法の総点検と改正の検討を開始した。また、障がい者制度改革推進会議のもとに、総合福祉部会を設置し、自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）の検討も本格的に始まった。</p> <p>さらに、政府は、2010年6月29日の閣議において、障害者権利条約にもとづく障害者基本法の抜本改正（2011年通常国会上程）、自立支援法に代わる障害者総合福祉法の制定（2012年通常国会上程）、障害を理由とする差別の禁止法（仮称）の制定（2013年通常国会上程）を政府方針として確定した。こうした動向に対して、私たちは以下の諸点について県議会に陳情する。</p> <p>茨城県の障害福祉施策の充実のために、真摯なご検討と実現をしていただきま</p>	<p>きょうされん茨城支部 支部長 落合 隆</p>	<p>保健福祉</p>

すよう心よりお願い申し上げます。

記

- 1 「障害者差別禁止条例」を制定すること。  
障害者への差別をなくし、社会参加や機会の平等などを求める「障害者の権利条約」（障害者権利条約）が国連で採択されて日本でも批准に向けた準備が進んでいる。  
政府は、障害者自立支援法の廃止宣言を契機に、障害者権利条約の批准にふさわしい国内法の整備をめざし、「障害者差別禁止法」の制定もスケジュールが明確化された。  
一方、国内では、地方自治体で、2006年に千葉県で国内初となる「障害のある人への差別を禁止する条例」ができ、2009年には、北海道で「道障害者（児）の権利擁護ならびに暮らしやすい地域づくり推進条例」が制定され、沖縄、愛知、宮城など全国各地で差別禁止条例づくりの動きがおこっている。
- 2 グループホーム・ケアホームの家賃補助を実施すること。  
県内に在住している障害者のグループホーム、ケアホームの利用が進んできた。就労している方々だけでなく、日中の支援事業所を利用している方の利用も多くなった。  
障害年金2級では、食と住は何とか確保できても衣や交通費、レクリエーション等まではとても負担できない。  
また、家賃補助のある市とそうでない市との格差もある。
- 3 日中活動の場等へ通所するための交通費の補助をすること。  
住んでいる地域に社会資源が少なく、遠隔地に交通費を掛けて通所しなければならない現状もあるなか、通所への助成をしてきている市町村もある。  
経済的に余裕のない障害のある人たちにとって、日中活動の場等を行う施設に通所するための交通費の負担がかかり社会参加を困難にしている。
- 4 特定非営利活動法人（NPO法人）が所有し、障害福祉サービス事業を運営する事業所において、利用者の移送又は供給物品の輸送等に自動車を専用する場合、申請により自動車税の減免（全額）を受けられるようにすること。  
「障害者自立支援法」に基づき、地域で、特定非営利活動法人は、社会福祉法人と同じく障害福祉サービス事業で、障害のある人たちを支援する重要な役割を果たしている。

		<p>しかし、制度面での格差があり、特に、税制上の問題がある。その一つとして、利用者の通所のために使用する送迎車又は作業のための供給物品の輸送に使用する自動車等、法人が保有している自動車の自動車税の優遇が受けられない問題がある。</p>		
--	--	--	--	--